

環境法

(日本語訳)

本資料は JB legal Consultancy Co.,Ltd に委託し、英文仮訳 (Unofficial Translation) を JETRO の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETRO はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典 (カンボジア語) も照らし合わせてご確認いただくことをお勧めいたします。

第1章 一般規定

第1条

本法律の目的は以下記載の通りである。

- ・汚染の予防、削減、及び管理を通して環境の質および公衆衛生の保護と促進を行うこと。
- ・王国政府によってなされた決定の発布に優先して提案されたあらゆる計画の環境への影響を査定すること。
- ・カンボジア王国の自然資源の合理的かつ持続可能な保護、発展、管理及び使用を確実にすること。
- ・一般の人々の環境保護及び天然資源管理への参加を促進及び可能にすること。
- ・環境に害を与える行為を抑制すること。

第2章 国家及び地域の環境計画

第2条

国家の環境計画、及び地域の環境計画は環境省が関係省庁と協議の上なした提案に従い、王国政府によって決定されなければならない。

第3条

国家の環境計画は、カンボジア王国中で実施される環境の保護及び持続可能な自然資源の管理を目的とした計画である。

国家の環境計画は以下記載の通りでなければならない。

- ・社会経済の発展に関連のある重要な環境問題及び重要な自然資源管理の問題を特定するもの。
- ・環境管理を確実にするための方法を説明するもの。

第4条

地域の環境計画は国家の環境計画と一致しなければならない。

地域の環境計画は以下記載の通りでなければならない。

- ・それぞれの地域の社会経済の発展に関連のある重要な環境問題及び重要な自然資源管理の問題を特定するもの。
- ・前記の地域における環境管理を確実にを行うための方法を説明するもの。

第 5 条

国家及び地域の環境計画は少なくとも 5 年に 1 度は再検討及び改定がなされなければならない。

第 3 章 環境影響評価

第 6 条

環境影響評価は私的または公的なすべての企画と活動に基づいてなされなければならない。決定にあたっては王国政府に提出される前に環境省によって再調査及び評価がなされなければならない。

この評価はまた、未だ環境への影響が評価されていない既存及び進行中の活動のためになされなければならない。

環境影響評価方法の手続は環境省の提案に従い、閣僚会議令によって決定されなければならない。

私的、公的を問わず、その環境影響評価に従わなければならない提案された企画や活動の性質及び規模、そして既存の進行中の活動は環境省の計画に従い閣僚会議令によって決定されなければならない。

第 7 条

すべての投資プロジェクトの適用及び国家によって提案されたすべての計画は先立つ環境影響評価あるいは本法律第 6 条に規定されたのと同様の環境影響評価を受けなければならない。環境省は法によってカンボジア王国の投資を定めた期間以内に初めの環境影響評価または有能な組織への環境影響評価について再調査および助言をなさなければならない。

第 4 章 自然資源管理

第 8 条

土地、水、空域、空気、地質、生態系、鉱物、エネルギー、石油、ガス、岩、砂、宝石、森林及び林産物、野火、魚、そして水産資源を含むカンボジア王国の自然資源は保護、発展、及び管理がなされなければならない。合理的で持続可能な方法で使用されなければならない。

国立公園、自然保護区、保護風致地区および多重使用区域を含む自然資源保護区域は勅令によって定められなければならない。

第9条

環境省は関係省庁と協力して調査を行い、自然資源への環境的影響を評価し、そして関係省庁に第8条に規定されているような自然資源が保存され、発展され、管理され、合理的で持続可能な方法で使用されることを保証するための推薦を与えなければならない。

第10条

いかなる決定を公布したり、自然資源の保護、発展、管理あるいは使用と関連する活動に着手したりする前には、関係省庁は自然資源の持続可能性について環境省と協議しなければならない。

第11条

環境省が合理的で持続可能な方法で自然資源が保護、発展、管理、使用されていないことを発見した時はいつでも、環境省はすぐに関係省庁に知らせなければならない。

第5章 環境保護

第12条

環境省は以下記載のものを示す目録を発展させるため関係省庁と協力しなければならない。

・ 輸入され、生成され、輸送され、再利用され、処理され、蓄えられ、処分され、あるいは、空中、水中、地中または地上に放出された汚染物質および廃棄物の源、型、量

・ 輸入され、製造され、輸送され、蓄えられ、使用され、生成され、処理され、処分され、あるいは空中、水中、地中、または地上に放出された有毒物質および危険物質の源、型、量

・ 騒音及び振動による害の源、型、程度

第13条

廃棄物、有毒物質および危険物質と同様、空域、水、及び土地の汚染、騒音及び振動による害の防止、減少、及び統制は環境省の提案に従い閣僚会議令によって決定されな

ればならない。

第6章 監視、記録の保守、および検査

第14条

環境省は工場、汚染資源、産業用地、あるいは自然資源発展活動の用地の所有者または責任者に以下記載のことを要求するために関係省庁と協力しなければならない

- ・監視設備を据え付ける、または使用すること
- ・サンプルを提供すること
- ・再調査の記録と報告の準備または整備および提出をすること

第15条

環境省はその源が環境の質に害を与えていることを発見した場合には、自然保護地区においてその責任を果たし、かつその責任を及ぼすため、関係省庁と協力して地区、家屋、建物、輸送手段、あるいはあらゆる場所において立ち入り、調査を実行することが出来る。

環境省の検査官および協力している関係省庁の官僚は検査を行う前に、身分証明書および任務許可書を提示しなければならない。

検査の間、検査官が犯罪的侵害のあることを発見した時はいつでも、検査官は法の下で活動がなされるよう即時に所管機関に報告しなければならない。

検査の実行の手続は環境省の提案に基づいて、閣僚会議令によって決定されなければならない。

第7章 公衆の参加及び情報へのアクセス

第16条

環境省は公衆の要求に基づいてその活動についての情報を提供し、公衆の環境保護及び自然資源管理への参加を奨励しなければならない。

第17条

環境保護及び自然資源管理についての公衆の参加、及び情報へのアクセスの方法は環境省の提案に基づいて、閣僚会議令によって決定されなければならない。

第 18 条 環境保護または自然資源管理に関連する情報は環境省と別の省庁との間で相互に普及されなければならない。

第 8 章 環境寄付基金

第 19 条

特別国庫会計である環境寄付基金は、財政法に従ってカンボジア王国における環境保護及び自然資源の維持のために環境省によって創設され、管理されなければならない。

王国政府からの寄付金、国際機関からの補助金、慈善的な人々からの寄付、非政府組織からの寄付、及びその他の適法な寄付金の合計に依る環境寄付基金は前項の特別会計を供給するため国家予算に含まれなければならない。

第 9 章 罰則

第 20 条

本法律第 14 条に規定された環境省の要求に対する違反行為を行ったいかなる者に対しても、環境省は以下のことを要求する文書命令を発しなければならない。

- ・即時にあるいは規定された期間内に違反活動の補正、または
- ・違反行為が補正されるまでの活動の停止、または
- ・即時の汚染の浄化

第 21 条

いかなる者も、検査官がこの法律の第 1 節第 15 条に定められた建物についての審査または検査を始める際に、行うことを許さず、あるいは拒んだ場合には行政により 50 万リエル以上 100 万リエル以下の罰金に処されなければならない。

違反行為が繰り返され場合には、100 万リエル以上 500 万リエル以下の罰金、または 1 月以上 3 月以下の懲役、もしくはその両方に処されなければならない。

いかなる者もこの法律の第 20 条に規定されている違反行為を行った場合には行政により 100 万リエル以上 1000 万リエル以下の罰金に処されなければならない。違反行為が繰り返された場合には 2100 万リエル以上 3000 万リエル以下の罰金、または 1 月以上 1 年以下の懲役、もしくはその両方に処されなければならない。

第 22 条

違反行為が人の身体または生命、個人の財産、公衆の財産、環境、または自然資源に危険を生ぜしめた場合には 1000 万リエル以上 5000 万リエル以下、または 1 年以上 5 年以下の懲役、もしくはその両方に処されなければならない。

違反行為を行った者はまた、損害を賠償及び補償する責任を負わなければならない。

第 23 条

違反行為が社会に重大な害悪を与えた場合には、裁判所は刑を宣告するにあたって、前述の違反行為と関連して違反行為の状況の深刻さを考慮することができる。

第 24 条

怠慢な、あるいは省の規則に注意を払わない、従わないあるいは違反者と共謀するまたは違反行為の遂行を促進するすべての環境調査官は行政の処分に服するか起訴されなければならない。

第 25 条

環境省は、閣僚会議令及び本法律の条項に関連するその他の規定に対する違反行為をなしたいかなる者に対しても、第 20 条の条項を適用しなければならない。

上記に逆らった場合、本法律第 21 条を適用しなければならない。

第 10 章 臨時条項

第 26 条

本法律が発効した後、2001 年 12 月 31 日まで、王国政府は現在進行中の活動のために、環境省の提案に従って第 13 条に規定された閣僚会議令に対応するための期間を延長することができる。

この延長の決定にあたっては、王国政府は以下のことをしなければならない

- ・この延長から生じうる人間の健康、環境、および自然資源への危険の性質および程度を考慮すること
- ・この現存する活動の可能性、意味、専門的事項、および財源を再調査すること

第 11 章 最終条項

第 27 条

この法律に反するいかなる条項も無効とみなす。

本資料は JB legal Consultancy Co.,Ltd に委託し、英文仮訳 (Unofficial Translation) を JETRO の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETRO はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典 (カンボジア語) も照らし合わせてご確認いただくことをお勧めいたします。

Copyright © JETRO. All rights reserved.